

農振除外の申請手続きについて

喬木村産業振興課農政係

農業振興地域の整備に関する法律第13条に基づき、農用地区域変更（除外）申出をされる方は、下記書類をご用意のうえ、期日までにご提出下さい。

◆申出に必要な書類一覧

1	申出書	別紙申出様式の各項目を記入して下さい
2	全部事項証明書 (登記簿謄本)	申出地の全部事項証明書 ※法務局飯田支局で取得して下さい(有料)
3	公図	申出地の公図 ※法務局飯田支局で取得して下さい(有料)
4	事業計画書	別紙計画書様式の各項目を記入して下さい
5	設計図	平面図と立面図を添付して下さい ※事業概要がわかる図面でご提出下さい
6	配置図	3の公図の写し(コピー)に住宅等の配置を記入したものを ご提出下さい
7	意見書	地元農業委員等の意見書 ※地元委員については担当までお尋ねください
8	隣地承諾書	申出地に隣接する農地関係者(耕作者を含む)の承諾書 ※該当者の自筆と印鑑の押印が必要です
9	小渋川土地改良区 同意書	申出地が小渋川土地改良区の受益地となっている場合、関係 機関の同意書を添付して下さい(有料)
10	井水組合等同意書	申出地が井水組合の受益地となっている場合、関係機関の同 意書を添付して下さい
11	委任状	申出手続を本人以外が行う場合 ※様式自由(委任関係が明確であるもの)
12	その他村が必要と 認める書類	申出内容等により、上記書類以外にも関係書類の提出を願 いする場合があります

◆その他注意事項

- ・申出書は5月及び11月の月末締めです。
- ・手続期間について、申出から許可まで半年程度の期間を要します。
- ・意見書等は確認のため日数がかかりますので、時間に余裕をもって依頼してください。
- ・申出地が「農業者年金特定処分対象農地である場合」は、別にご相談下さい。

産業振興課 農政係
電話 0265-33-5126 (直通)
FAX 0265-33-4511